

雇用保険の追加給付に係る進捗状況（ご報告）

- 毎月勤労統計の不適正な処理に伴う雇用保険の追加給付については、本年2月4日に公表した工程表に基づき、対応を進めている。

1. 現に給付を受けている方

- 現に受給中の方で追加給付が発生する方の過去分については、概ねお支払いを終えた。

【7月末現在の実績】約20万人に支払い済（約7千万円）

2. 過去に給付を受けていた方

- 以下のとおり、工程表とおりに進捗している。

- ・ 過去に育児休業給付を受給していた方については、8月8日から順次お知らせを送付している。
- ・ その他の給付（育児休業給付以外）を受給していた方については、10月頃から順次お知らせを送付する予定。
- ・ いずれも、11月頃から順次お支払いする予定。

※ 国家公務員退職手当法に基づく失業者の退職手当についても、雇用保険の追加給付の取扱いと同様に対応中。（一部の安定所において行政文書の誤廃棄があったが、他の資料等から追加給付に必要な情報を把握する等の対応により、追加給付の対象者への不利益は生じない）

追加給付のスケジュール

参考

以下のスケジュールでお知らせやお支払いを順次実施すべく、準備を進める。

お知らせ開始時期

お支払い開始時期

現に給付を受けている方

雇用保険

3月18日～

(一部の方の過去分は10月頃～)

将来分：3月18日～

過去分：4月～(一部の方は11月頃～)

労災保険 (労災年金)

将来分：4月24日～

過去分：5月23日～

(一部の方は9月～)

将来分：6月14日～(4～5月分)

過去分：6月14日～

(一部の方は10月～)

労災保険 (休業補償)

過去分：6月26日～

(一部の方は7月～)

将来分：5月(4月分)～

過去分：7月5日～

(一部の方は8月～)

船員保険

4月10日～

4月15日～

過去に給付を受けていた方

雇用保険

育児休業給付：8月8日～

それ以外：10月頃～

11月頃～

労災保険 (労災年金)

9月頃～

10月頃～

労災保険 (休業補償)

8月頃～(一部の方は11月頃～)

9月頃～(一部の方は12月頃～)

船員保険

4月23日～

6月14日～

※将来分：今後支払われる給付について、改定した額でのお支払い

過去分：過去に受けた給付について、追加分をまとめてお支払い

雇用保険・労災保険・船員保険の追加給付のスケジュール

以下のスケジュールでの実施を目指し、準備を進める。

現に給付を受けている方

3月18日以降分は
適正額でお支払い。

注) オレンジの欄は将来分、緑の欄は過去の追加給付分。推計値は、一部精査中。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 ~

現に受給中の方

基本手当、育児休業給付、介護休業
給付等（※2）を現在受給中の方
（約20万人）

上記（※2）以外の給付を受給中の方

将来分については、3月18日から失業の認定の際等に説明。その後順次お支払い。

過去の追加給付分については、3月18日から失業の認定の際等に説明。
その後、4～6月にお支払い。

上記（※2）以外の給付に係る過去の追加給付分については、
10月頃から順次お知らせを送付。11月頃から順次お支払い。

雇用保険

【労災年金】現に受給中の方
（推計約22万人）※3

（ア）支給調整が不要な方
（約6.2万人）

（イ）支給調整が必要な方

将来分については、4月24日にお知らせを送付。6月14日（4～5月分年金）からお支払い。

過去の追加給付分については、4月下旬までにシステム対応し、5月23日から順次お知らせを
送付。6月14日から順次お支払い。

7月末を目的に厚生年金との調整などによる支払額への影響等を検証し、9月から順次お知らせを
送付。10月15日から順次お支払い。

【休業補償】現に受給中の方

（ア）支給調整が不要な方
（約0.8万人（延べ約4万人））

（イ）支給調整が必要な方

将来分については、5月（4月分の休業請求）から順次お支払い。

過去の追加給付分については、5月下旬までにシステム対応し、6月26日から順次お知らせを
送付。7月5日から順次お支払い。

6月末を目的に厚生年金との調整などによる支払額への影響等を検証し、7月26日から順次お知らせ
を送付。8月から順次お支払い。

労災保険（年金・休業）

遺族年金・障害年金を現に受給中の方
（約6.6千人）

4月10日にお知らせを送付。4月15日に過去の追加給付分を含めお支払い。
※ 労災保険の上乗せ給付のみ受給している一部の方については、労災保険との調整次第順次
お支払い。

船員保険

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 ~

育児休業給付
(システムの台帳で情報を保管している方)
<延べ約10.8万人>

(H16.8以降)

住所の電子データ
あり (※1)

※1 ハローワークで持つ求職者情報等も活用して住所データを収集。

住所の電子
データなし

育児休業給付 以外
<推計延べ約1,854万人>
(※2)

※2 システムの別領域からシステムの台帳への移管を順次行う必要があるデータ (推計延べ約1,083万人) を含む (システムへの負荷に考慮が必要)。

システム対応し、住基データの住所履歴との突合等により現住所を特定し、該当者に8月8日から順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、11月頃から順次お支払い。

システム対応し、住基データの住所履歴との突合等により現住所を特定し、該当者に10月頃から順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、11月頃から順次お支払い。

システム対応し、住基データの住所情報を把握した上で現住所を特定し、10月頃から順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、11月頃から順次お支払い。

【労災年金】受給されていた方
(推計延べ約17万人)

【休業補償】システムの台帳で情報を保管
している方 (推計延べ約31万人)

【休業補償】システムの別領域で情報を
保管している方 (推計延べ約10万人)

住基データの住所履歴との突合等により本人や追加給付を請求できる方の現住所を特定し、該当者に9月頃から順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、10月頃から順次お支払い。

システム対応し、住基データの住所履歴との突合等により現住所を特定し、該当者に8月頃から順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、9月頃から順次お支払い。

システムの台帳にデータを復旧後、住基データの住所履歴との突合等により現住所を特定し、該当者に11月頃から順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、12月頃から順次お支払い。

遺族年金・障害年金を受給されていた方
(推計 約4.5千人)

4月23日から、住基データの住所履歴との突合等により本人や追加給付を請求できる方の現住所を特定し、該当者に順次お知らせを送付。ご回答を踏まえ、6月14日から順次お支払い。

雇用保険

労災保険

船員保険

※受給している方が死亡した際に未支給の給付金を過去に受領した親族についても同様の対応を実施。